

【よくあるご質問】

(質問1)	固定資産（土地・家屋）の所有者が亡くなったのですが、どのような手続きが必要ですか？
(回答)	固定資産（土地・家屋）の所有者が亡くなった場合は、以下の手続きについて行う必要あり（③は相続しない場合のみ） ① 登記名義人の変更・・・法務局での手続きが必要 ② 納税義務者の変更・・・市役所資産税課に現所有者申告書の提出が必要 ③ 相続放棄・・・被相続人の最終住所地管轄の家庭裁判所にて相続放棄の手続きが必要
(質問2)	亡くなった人の固定資産（土地・家屋）を確認するにはどのようにすれば良いですか？
(回答)	毎年5月に送付している納税通知書でご確認ください。 納税通知書が手元にない場合には名寄帳・評価証明書・課税証明書を有料で取得することで確認できます。
(質問3)	固定資産（土地・家屋）の相続登記が完了するまで（相続放棄が完了するまで）、固定資産税の納税義務者はどうなりますか？
(回答)	相続登記が完了するまでの間、固定資産税の納税義務者は、相続人のうち1人が代表して納税することになりますが、代表以外の方も連帯して納税義務を負います。

(質問4)	和歌山市へ「被相続人が所有する固定資産に対する現所有者申告書」を提出すれば、法務局での相続登記、税務署での相続税の手続きをする必要はありませんか？
(回答)	それぞれ手続き行う必要があります。 和歌山市へ提出する「被相続人が所有する固定資産に対する現所有者申告書」は固定資産税に関するものです。相続登記は法務局、相続税は税務署で手続きをお願いします。

(質問5)	「相続登記がなされない場合は、その固定資産(土地・家屋)を現に所有している者(現所有者)が納税義務者となります。」とホームページに記載がありますが、「現に所有している者(現所有者)」とは具体的にはどのような者ですか？
(回答)	相続人などです。

(質問6)	誰が相続するか決まっていなので、「被相続人が所有する固定資産に対する現所有者申告書」を提出しなくても良い ですか？
(回答)	誰が相続するか決まっていなくても「現に所有している者(現所有者)」として、「被相続人が所有する固定資産に対する現所有者申告書」を提出する必要があります。

(質問7)	「被相続人が所有する固定資産に対する現所有者申告書」を提出しないで放置するとどうなりますか？
(回答)	(相続放棄を行い、相続放棄申述受理通知書を和歌山市資産税課へ提出した相続人を除いた)相続人の中から、職権で代表の方を指定します。相続人の意向などは反映しません。 事前に相続人で協議のうえ「被相続人が所有する固定資産に対する現所有者申告書」を提出してください。

(質問8)	相続放棄の手続きはどのようにすれば良いですか？
(回答)	<p>相続放棄の手続きは家庭裁判所で手続きをお願いします。</p> <p>※相続放棄の手続き完了後に発行される相続放棄申述受理通知書のコピーを和歌山市資産税課へ提出してください。</p> <p>相続放棄申述受理通知書のコピーの提出がない場合、相続放棄していないものとして課税される可能性がありますので、ご注意ください。</p>

(質問9)	相続に関するおもな問い合わせ先を教えてください。
(回答)	<p>相続に関するおもな問い合わせ先は次のとおりです。</p> <p>(1) 相続登記に関すること 和歌山地方法務局 (Tel073-422-5131)</p> <p>(2) 相続税に関すること 和歌山税務署 (Tel073 - 424-2131)</p> <p>(3) 相続放棄に関すること 和歌山家庭裁判所 (Tel073-428-9959)</p> <p>※相続放棄は亡くなった方の最終住所地区を管轄する家庭裁判所で手続きが必要です。</p>

(質問10)	亡くなった固定資産(土地・家屋)の所有者が口座振替を利用していたようですが、継続して口座振替を利用できますか？
(回答)	<p>再度、口座振替の手続きを行う必要があります。</p> <p>口座振替の手続きは、新しい納税通知書を受領後に申請することができます。</p>